

安全確保に関する協定の概要

1. 協定締結日

平成 25 年 1 月 9 日付

2. 協定締結者

新潟県内の 28 市町村長と当社代表執行役社長

< 協定を締結した新潟県内の各市町村 >

長岡市、新潟市、上越市、三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村、粟島浦村
(順不同)

既に安全協定を締結している新潟県、柏崎市、刈羽村は除く

3. 安全協定の概要

(1) 平常時の対応(連絡会の設置)

市町村と当社は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会を設置し、原則として、定期的を開催するものとする。連絡会では、市町村又は当社からの報告事項等に対し、市町村又は当社は相互に意見を述べるができるものとする。

(2) 異常時の対応(通報連絡、現地確認)

平成 24 年 2 月に締結した「通報連絡協定」を引き継ぎ、異常時には当社から市町村へ通報するものとする。

発電所の立地自治体が立入調査等を実施するような場合において、市町村は発電所の現地を確認できるものとする。なお、現地確認を行う市町村は、原則として、発電所から 30km 圏内の市町村とする。

現地確認では、市町村又は当社は相互に意見を述べるができるものとする。

(3) 損害の補償

発電所の運転保守に起因して住民に損害を与えた場合は、当社は誠意をもって補償するものとする。

以上